２０１７年度 労働関連関係法の改正動向

2017/01/10　S.koyama

～ 主要な労働関連改正法案とその内容について確認してみたい ～

２０１７年１月１０日、「平成２９年１月２０日に国会の常会を召集する詔書」が公布され平成２９年官報特別号外１号に掲載されました。第１９３回通常国会が 1/20 にスタートします。

今国会に提出される労働関係法改正案は ① 職業安定法改正案 ② 雇用保険法改正案 ③ 育児・介護休業法改正案　この３法案は、一括審議されることになり、この３月までには成立する予定です。

◎ 職業安定法改正案 ⇔ 求人情報提供事業と民営職業紹介事業に対する規制強化。
求人票と実際の労働条件が異なるトラブルの解消を目指しており、求人企業への強制力のある罰則の適用など

◎ 雇用保険法改正案 ⇔ 雇用保険料率の引き下げ、賃金日額の引き上げ、一部給付日数の拡大、教育訓練給付の拡充など

◎ 育児・介護休業法改正案 ⇔ 育児休業期間の延長、現行１歳６か月から２歳まで延長、又、育休延長による空白期間を考慮し、職場復帰プログラムの開発など

※ 更に、最重要法案の一つは継続審議の法案である「労働基準法改正案」です。
長時間労働による過労死事件により企業が書類送検されるなど、労働時間問題は社会問題

となっており、その見直しが迫られている。「働き方改革」の進展のためには長時間労働の是正がカギで、経営の重要課題となっている。
職場の意識改革だけでなく、残業時間への上限規制の実施、勤務間インターバル制の導入など既に一部の企業では実施しているが、政府も同制度の普及を後押しする方針である。

日本では、労基法による法定労働時間、始業時刻など画一的な規定による働き方を求めてきたためその導入が遅れていたが、8時間以上休息を取るインターバルの義務化など、年100万人を割り込む出生数及び人口減少社会において「働く」にどう対応した制度を導入していくべきか

その他、「高度ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ制度」に関する法案の審議がｽﾀｰﾄするかどうかは大変疑問です。
残業代ゼロ法といわれ、野党、連合の反発と解散・選挙を控えているからです。
尚、労働契約法の「同一労働同一賃金」に関する法改正については、未だ審議会における審議が行われていないため今国会では見送られ、秋の臨時国会での成立が予想されます。
又、解雇の金銭救済制度の創設については、検討会での結論が予想されます。
いずれも国会における十分な審議が期待されます。

(参考)**「勤務間インターバル制度」**とは » 当日の勤務終了時から翌日の勤務の間に一定の休息時間の確保を義務づける制度で、ＥＵ労働時間指令では、24 時間につき連続して 11 時間の休息時間の取得義務を課しています。過重労働の防止、WB(ワークライフバランス)推進策としても注目されています。

▌2017 年 月別施行予定

１月　・ＤＣ（確定拠出年金）を主婦や公務員などに対象を拡大
　　新たに 2600 万人が対象になる。
　　・一般家庭における市販薬の購入費用が所得控除の対象になる。
　　・高給与所得者の給与所得控除が縮小された。

４月　・雇用保険料率の引き下げ

労使負担 0.8%から 0.6%に引き下げ

・国民年金保険料が月額 16,490 円になる（現行 16,260 円）

６月　・高給与所得者の給与所得控除が縮小され、住民税が増税となる。

８月　・70 歳以上の医療費自己負担上限の引き上げ

中高所得の高齢者約 420 万人が対象

・介護費自己負担上限の引き上げ

中所得の高齢者約 18 万人が対象

・介護保険料の「総報酬割」の導入

８月分の保険料から開始　高額給与収入者の負担増となる。

９月　・厚生年金保険料率が 18.3%になる（現行 18.182%）

◆税制面では、平成 29 年度所得税改正法案では配偶者控除を見直し、夫婦控除の新設などが議論されている。

◆AI など第４次産業革命のための IT 業界再編の「競争力強化法」などの法案提出も予定されている。

※ その他生活面では、４月～ガス販売自由化により購入先の選択によるセット販売などでガス・電気料金が割安に？　・６月～ハガキ 62 円に値上げ

ここに取り上げた写真は 2016/10/01～11/03 の間、長崎県佐世保市で開かれていた世界フラワーガーデンショー「花と庭の世界大会」を観たときの写真です。